

牧之原市教育委員会への提言書

「牧之原市生涯学習の更なる発展について」  
～遠州相良田沼塾とはりはら塾のあるべき姿～

牧之原市社会教育委員  
平成27年 2月 27日

## 【提言事項】

### 「牧之原市生涯学習の更なる発展について」

#### ～遠州相良田沼塾とはりはら塾のあるべき姿～

## 1. はじめに

教育基本法第3条では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という「生涯学習の理念」が掲げられています。

生涯学習は、「人々が自己の充実・啓発や生活向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習である」という定義（昭和56年中央教育審議会答申「生涯教育について」より）が広く用いられています。

牧之原市では、生涯学習の推進として自主的な組織である遠州相良田沼塾と、はりはら塾の2つの組織が、けん引役となり地域への学習を提案し、各種講座を開設し、その成果を発表する機会を設け、広く市民への生涯学習の啓発を行うなど、県内において誇るべき活動を行っています。

遠州相良田沼塾及びはりはら塾は、生涯学習の一役を担う学習形態として存在しますが、反面、その設立経緯や組織目的も違い、また取り巻く環境にも違いがあり、問題点も顕在化しています。

市も合併10周年を迎える現在、今後益々、生涯学習の推進を図る上で、両組織の在り方や推進の方策について、社会教育委員会議や公民館運営審議会との合同協議などを通して、多角的な検討を重ねて参りました。

そして、「遠州相良田沼塾とはりはら塾のあるべき姿」として取りまとめ、生涯学習の更なる発展を期し、提案をします。

## 2. 背景と課題

遠州相良田沼塾は、平成5年度から相良地区の公立公民館の生涯学習機会提供の一環として「生涯学習初心者教室」事業として開催され、平成7年度から「生涯学習 遠州相良田沼塾」と改称し様々な講座を開設し、平成22年度からは、「遠州相良田沼塾運営委員会」を組織して、自主的な運営がなされてきました。

一方、はりはら塾は、榛原地区の生涯学習推進を図る各種講座の講師が、平成16年度に「はりはら塾運営委員会」を組織し、自主的な学習活動の展開がなされてきました。

その後、両組織とも市町村合併による「牧之原市」の誕生に伴い、組織の運営に係る平準化が図られ、市民の生涯学習の推進母体として活発な活動がなされております。

しかし、両組織を取り巻く環境の相違から問題点もあり、今後の円滑な発展について懸念されるところであり、生涯学習の基盤整備について今一度、検討し、改善に取り組む必要があると考えます。

## 3. 今後のあるべき方向性について

遠州相良田沼塾及びはりはら塾の両塾の在り方、更に牧之原市の生涯学習について、以下の方向性を提言します。

- ①講座開講期間の統一化
- ②1人の講師が開講できる講座数及び最低参加人数等の統一化
- ③施設使用料における不公平感の解消
- ④各種講座が開設できる施設の拡充
- ⑤新たな生涯学習体系の構築

## ①講座開講期間の統一化

遠州相良田沼塾の開講期間は、毎年6月から翌年1月までの8か月期間です。

また、はりはら塾の開講期間は、毎年4月1日から翌年3月までの12か月間となっていて、開講期間に違いがあります。

なお、両塾ともこの開講期間の設定に基づいているため、受講生募集開始時期にも相違があります。

遠州相良田沼塾にあっては、毎年2月に開催される学習成果発表会を最終着地点として講座開講期間を設定しています。

しかし、市民が受講を希望し、両塾の内容を検討する場合、違和感を感じるところでもあります。

また、両塾において同一の講師が務めて開催する講座もあることから、講師からも開催期間の統一化が望まれています。

これらのことから、以下の実現を提案します。

1. 講座開講期間は、両塾とも毎年4月～翌年3月までの12か月間と統一する。

## ②1人の講師が開講できる講座数及び最低参加人数等の統一

遠州相良田沼塾は、1人の講師が開講できる講座数は3講座まで、1回の学習時間は原則90分以上、1つの講座開講に係る最低参加人数は6名以上としています。

はりはら塾は、1人の講師が開講できる講座数の規定はなく、1回の学習時間は原則2時間程度、1つの講座開講に係る最低参加人数は、4名以上としています。

両塾とも円滑な運営を考慮し、決定されたものと認識しておりますが、同一講師が遠州相良田沼塾及びはりはら塾で開講している形態も見られます。

開講する講師側からはこの差異についての統一化が望まれています。

また、1人の講師が同様の講座を制限なく開講することは、人気のある講座のみ支援する方向に傾くばかりでなく、講師となるべく人材の育成を阻害する要因の一つにもなりかねません。

これらのことから、以下の実現を提案します。

1. 1人の講師が開講できる講座数は3講座までとし、統一する。
2. 1つの講座開講に係る最低参加人数は6名以上とし、統一する。
3. 1つの講座開講時間は、90分/1回以上とする。

### ③施設使用料に於ける不公平感の解消

遠州相良田沼塾とはりはら塾は、現在、施設使用料の面において差異が生じています。

遠州相良田沼塾は、相良地域の公立公民館事業の「生涯学習教室」として誕生した経緯があり、自主組織化された現在も公民館事業としての位置づけがなされているため、公立公民館（3館）の使用料は全額免除扱いとなっています。

はりはら塾は、榛原地域の生涯学習に携わる講師が組織し誕生したもので、その活動趣旨から榛原地域の市の施設使用料は、半額減免の扱いとなっています。

両組織とも施設使用料は、各講座開設の講師負担としていることから、各講師の間で不公平感が生じています。

両塾の講座項目・内容に大きな差異がなく、生涯学習は個々の教養・技術・能力等を高めるものであるため、受益者負担の原則に立ち、使用料の統一化を図り、一部負担して頂くことで不公平感を解消すべきと考えます。

これらのことから、以下の実現を提案します。

- 1、講座受講者より受講料を徴収し運営するカルチャーセンター方式の講座開設組織には、公立公民館の使用料は全額免除ではなく、半額減免の対象とする。従って、遠州相良田沼塾、はりはら塾とも半額減免の対象とする。
- 2、公民館の理念と役割が損なわれないよう、公立公民館を使用する団体等全ての使用料減免対象の見直しを実施する。

#### ④各種講座が開催できる施設の拡充

遠州相良田沼塾は、76 講座・受講生 921 名、はりはら塾は、129 講座・受講生 1,428 名で活発な事業が展開されています。(H25 年度実績)

遠州相良田沼塾の使用施設は、公民館事業の一環として、相良公民館・地頭方公民館・萩間公民館の 3 館を拠点としています。

はりはら塾は、遠州相良田沼塾との兼ね合いもあり、公立公民館を除く市内の公共施設としており、榛原文化センター・健康福祉センターさざんか・静波コミュニティー・川崎コミュニティー・細江コミュニティー・老人福祉センター龍眼荘・農村の家・勝間田会館・和光館・静波体育館・B&G 海洋センターなどを使用しています。

両塾が活用している各施設の使用状況は、すでに飽和状態にあり、講座数・開催回数・新規講座の制限など、その調整に苦慮しているところであります。

これらのことから、以下の実現を提案します。

- 1、様々な生涯学習活動ができる既存公共施設の開放。
- 2、生涯学習推進の拠点となる新たな施設の設置。
- 3、公立公民館は、老朽化が激しく、また耐震化が図られていないため、今後の耐震整備計画を樹立する。

## ⑤新たな生涯学習体系の構築

現在、市には遠州相良田沼塾とはりはら塾の2つの生涯学習組織が存在しています。

遠州相良田沼塾は公民館事業として、学習した成果を地域に還元する目的で開催されてきました。

しかし、時代の変化によりその目的意識も薄まり、個人の学習意欲に呼応するカルチャータン要素の強い学習形態になっており、現在では、遠州相良田沼塾とはりはら塾の活動内容には、大きな違いはなくなってきました。

そして、結果的に、一つの市に同一趣旨の学習推進組織が二つあることとなっています。

また、それぞれの事務局は相良公民館と社会教育課（榛原文化センター）に分かれ、2つの事務局が存在し、支援している状況にあります。

今後の生涯学習の推進を考えた場合、二つの塾を単に一つの塾に統合するのではなく、新たな生涯学習体系の構築が必要であると考えます。

これらのことから、以下の実現を提案します。

- 1、 学習成果を地域に還元するという目的を達成するため、新たな組織創設、あるいは新しい講座の開設等個人及び地域にわたる生涯学習 推進体系の再構築を図る。
- 2、 遠州相良田沼塾は、自主運営組織が確立しカルチャーセンター方式になっていることから公民館事業から独立する。
- 3、 遠州相良田沼塾及びはりはら塾は、事務局も当該組織内に置き、自主的な運営を行い、社会教育課はその包括的な指導・支援を行う。



## 関 係 資 料

資料1 牧之原市社会教育委員名簿

資料2 検討項目（遠州相良田沼塾とはりはら塾の運営内容）

資料3 会議等開催日程

資料1 牧之原市社会教育委員名簿

(平成26年度)

	氏 名	地 区 ・ 所 属 等	備 考
1	鈴木 一行	坂口	委員 長
2	渡 邊 美穂子	菅ヶ谷	副 委 員 長
3	鈴木 敏 子	静波	委 員
4	小 山 昭 治	波津	委 員
5	村 松 泰 博	勝田	委 員
6	宮 崎 純	波津	委 員
7	石 神 齋	静波	委 員
8	中 田 静 子	白井	委 員
9	水 嶋 みゆき	相良	委 員
10	八 木 友 子	細江	委 員
11	尾 崎 寿 光	地頭方	委 員
12	中 川 松 枝	静波	委 員
13	林 邦 彦	高等学校長代表	委 員
14	山 本 和 義	小中学校長代表	委 員

## 資料2 遠州相良田沼塾とはりはら塾の運営内容

項目	田沼塾	はりはら塾
設置運営要綱	田沼塾設置運営要綱 (H22.3.10)	はりはら塾設置要綱 (H16.7.21)
目的	社会教育法第22条（公民館事業）に基づき「学ぶ喜び」「教える喜び」の機会を提供し、住民の生きがいづくり、人づくりの推進を図り、地域力向上につなげることを目的とする。	「ふれあい（愛）」「学びあい（愛）」「たすけあい（愛）」による「心のふれあう町づくり」を推進するため、牧之原市民をはじめ多くの方々に様々な生涯学習の機会を提供し、学習の成果を活かしたまちづくりを目的に「塾」を設置する。
運営	遠州田沼塾運営委員会	はりはら塾運営委員会
運営組織	委員長 1名 副委員長 2名 理事 5名 監事 2名	塾長 1名 副塾長 2名 理事 8名（正副塾長含む） 監事 2名
事務局	牧之原市相良公民館 (当分の間)	牧之原市教育委員会社会教育課内 (当分の間)
開講期間	毎年6月から翌年1月まで (8か月間)	毎年4月1日から 翌年3月31日
開講人数	最低必要人数は、6名以上とする	必要最低人数は4名以上とする。
複数塾の開講	1人の講師が複数の塾を開講する場合は、全部で3塾を限度とする。	規定なし
講座の回数	7回以上（下限） 年間16回を限度	5回以上を原則とする。
学習時間	90分以上を原則(1回)	2時間程度を原則(1回)
講座の会場	公立公民館3館を原則	市内の公共施設を原則 (相良地区公民館を除く)  講師は、会場使用料の50%減免を市に申請できる。
受講料	1回500円	1回500円

塾運営費の負担	①受講生の人数が20人以下の場合は、受講料収入の1割  ②受講生の人数が21人以上の場合は、20人までが受講料収入の1割、21人目からが受講料収入の5割で算出した額の合計	①受講生の人数が20人以下の場合は、受講料収入の1割  ②受講生の人数が21人以上の場合は、20人までが受講料収入の1割、21人目からが受講料収入の5割で算出した額の合計
開講実績	内 容：趣味・教養・音楽・健康 スポーツ等 講座数：76講座 講師数：50人 生徒数：921人 (H25年度)	内 容：趣味・教養・音楽・健康 スポーツ等 講座数：129講座 講師数：67人 生徒数：1428人 (H25年度)
利用施設	相良公民館 地頭方公民館 萩間公民館	榛原文化センター 健康福祉センターさざんか 静波コミュニティーセンター 川崎コミュニティーセンター 細江コミュニティーセンター 勝間田会館 老人福祉センター龍眼荘 農村の家 和光館 静波体育館 B&G 海洋センター
塾収支決算	(H25年度) 収入額 1,155,111円 支出額 919,214円 差引額 235,897円(繰越)	(H25年度) 収入額 2,192,658円 支出額 1,891,470円 差引額 301,188円(繰越)
発表会収支決算	(H25年度) 収入額 617,948円 支出額 617,948円 差引額 0円	(H25年度) 収入額 968,631円 支出額 968,603円 差引額 28円
施設使用料金	公民館施設の使用が基本であり、その使用にあたっては減免措置(全額免除)の対象となっている。	各公共施設に定められた使用料の1/2を納付(1/2は減免)。但し、公民館施設の使用は無し。
学習成果発表	相良公民館で学習成果を発表する。 発表会時期；毎年2月	相良総合センター「い〜ら」で学習成果を発表する。 発表会時期；毎年2月

### 資料3 会議等開催日程

- 1 第1回 開催日 平成25年5月20日(月)午後7時  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
  - ・社会教育委員としての取組について
  - ・テーマの概要について
  - ・両塾の会場使用料差異について
  
- 2 第2回 開催日 平成25年8月9日(金)午後7時  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
  - ・検討課題基本方針(案)の作成について
  - ・検討課題の洗い出し
  - ・両塾発足の経緯と現状から将来像の方向性について
  
- 3 第3回 開催日 平成25年12月22日(日)午後1時  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
  - ・提言書(案)の作成について
  - ・牧之原市の生涯学習体系について
  - ・施設使用料負担について検討
  
- 4 第4回 開催日 平成26年2月7日(金)午後3時  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
  - ・提言書(案)の修正について
  - ・両塾統合の方向性について
  - ・今後の進め方について
  
- 5 第5回 開催日 平成26年3月14日(金)午後3時  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
  - ・提言書(案)の審議について
  - ・公民館事業と公民館使用料について
  - ・榛原地区施設について

## 6 社会教育委員長と公民館運営審議会会長との協議

- 開催日 平成26年4月30日(水)午後7時45分  
会場 相良庁舎3階  
内容
- ・公民館事業と田沼塾の経緯について(公運審会長)
  - ・両塾統合の方向性について検討
  - ・今後の公民館事業と生涯学習体系について

## 7 第6回 開催日 平成26年5月8日(木)午後3時

- 会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
- ・公民館運営審議会会長との協議内容について報告(委員長)
  - ・両塾統合と新組織(ネーミング)について
  - ・施設使用料等の課題点について
  - ・今後の進め方について

## 8 公民館運営審議会委員との提言書合同協議

- 開催日 平成26年7月16日(水)午後7時30分  
会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
- ・公民館運営審議会委員の意見聴取
  - ・これまでの公民館事業と今後について
  - ・課題の洗い出しと検討
  - ・今後の公民館事業と生涯学習体系について

## 9 第7回 開催日 平成26年8月11日(月)午後7時30分～

- 会場 相良庁舎3階 庁議室  
内容
- ・公民館運営審議会委員との協議内容のまとめ
  - ・提言内容の確認について
  - ・生涯学習体系の仕組みづくりについて
  - ・今後の進め方について

10 第8回 開催日 平成26年12月17日(水)午後6時30分～

会 場 相良庁舎3階 庁議室

- 内 容
- ・提言書のまとめ
  - ・課題のまとめ
  - ・今後の進め方について

11 第9回 開催日 平成27年2月5日(木)午後3時30分～

会 場 相良庁舎3階 庁議室

- 内 容
- ・提言書のまとめ



委員協議



提言書のまとめ